防災行政無線戸別受信機（ケーブルラジオ）について

☆防災情報を自動でお知らせします☆

防災行政無線戸別受信機（ケーブルラジオ）の費用や機能について

**〔機能〕**

・ケーブルラジオはケーブルテレビ網を利用しているためラジオの視聴も可能です。

　（ラジオ局７チャンネル視聴可能）

・アイ・キャンのケーブルテレビへの加入・未加入にかかわらず、屋内までのケーブルの引き込み工事費を市が負担します。

・ケーブルラジオの設置によるアイ・キャンへの使用料は発生しません。

・ケーブルテレビの視聴はできません。（ケーブルテレビを視聴する場合は、アイ・キャンとの視聴

　契約が別途必要です。）

・ラジオの音量は任意設定、お知らせは大・中の２段階、緊急情報（防災・火災情報等）は最大で放送になります。

・設置したケーブルラジオの故障等は、利用者の責めによる場合を除き、原則として市が修理します。

**〔費用〕**

・設置費用は、**無料**です。利用料（電気代等を除く）も発生しません。

　※１世帯に１台まで無料です。

ただし、以下の場合の費用は、自己負担となります。

　　・同一世帯で２台目以上の設置を希望される場合の費用

　　・新たな電気コンセントの設置に伴う費用

　　・ケーブルラジオを設置した後、新築、転居等で戸別受信機を撤去・移設する場合

　　・電池の液もれなど、利用者の責めにより故障した場合

　　・電池切れ等による電池交換に伴う費用

　　・事業所や事務所等へケーブルラジオを設置する場合（申し込みは㈱アイ・キャンへ直接）

放送内容について

【緊急情報】　避難指示（緊急）はじめとする防災情報など（担当：危機管理課）

【火災情報】　サイレン＋音声放送（担当：岩国地区消防本部）

**合併前の旧市町村単位で火災情報が放送されます。**

**ただし、旧岩国市では放送されません。**

【一般情報】　行政からのお知らせ（担当：秘書広報課広報班または各総合支所・支所）

防災行政無線戸別受信機（ケーブルラジオ）の申し込みから設置まで

【設置対象】

・岩国市の住民基本台帳に登録されている方

　 ※市営住宅やアパート等に居住されている場合、住宅の管理者の承諾が必要となります。

　 ※地域の光ケーブルの敷設状況により設置まで時間を要す場合があります。

　 ※マンションなどの集合住宅や、光ケーブルの敷設状況によっては設置ができない場合がありますのでご了承ください。

【申し込みから設置まで】

　申請書の提出が必要です。

①　岩国市危機管理課、総合支所、支所、出張所または株式会社アイ・キャンに申請書があります。

　②　申し込み期限内に申請書に必要事項を記入し提出してください。

　③　株式会社アイ・キャンから設置予定日の見込みをご連絡します。

④　市から「防災行政無線戸別受信機等貸付決定（却下）通知書」を送付します。

　⑤　事前の日程調整について、実際に設置を請け負う業者さん（㈱アイ・キャンの下請業者さんになります。）から直接連絡いたします。

防災行政無線戸別受信機（ケーブルラジオ）が必要なくなったときは

【ケーブルラジオの返納】

　・利用者が市外へ転出される等やむを得ない理由により、**ケーブルラジオが必要なくなった場合**

**は返納してください。**

　・敷設したケーブルや無停電装置の撤去、ならびに原状回復にかかる費用は自己負担となります。

　・返納される場合「防災行政無線戸別受信機等返納届」を提出してください。

その他

この事業は、ケーブルラジオの設置に関する基本協定にもとづき、岩国市からの委託を受けて株式会社アイ・キャンが設置等を実施するものです。ケーブルラジオ本体は岩国市防災行政無線戸別受信機等貸付規則にもとづき、岩国市が貸付を決定します。

|  |
| --- |
| **【問い合わせ先】**  **岩国市総務部危機管理課　防災班**  **☎２９－５１１９**  **株式会社アイ・キャン**  **☎２２－５６７８**  **または各総合支所、支所、出張所** |